

HEART COMMUNICATION

ご挨拶

高田総合会計事務所 事務所通信

2011年 春季号

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL.075-451-7766 FAX.075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

去る3月11日、我が国を襲った東日本大震災では未曾有の大地震、津波被害、原発事故等天災の恐ろしさや原子力発電所の危険性を改めて知らされました。

想像を絶する被害となり、多くの方がお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

まだまだ大変な状態が続いております。全員の力と心をひとつにして、この日本の危機を乗り越えたいと存じます。

さて、新年がスタートして早3ヶ月が経ち、暦の上では立春を過ぎひと雨ごとに春の暖かさを感じる頃となりました。

私共も1年で最も忙しい時期、確定申告も無事終了し愈々3月決算です。

昨年2010年度、税制に関しては近年にない不況対応、公益法人に関することが大変話題となりました。

2011年は昨年の流れを踏襲しつつさらなる改正が実施されます。

税制改正のポイント その影響3大対応策

1. 法人に残そう 経営者：給与所得控除縮小に伴う増税、法人税減税
2. 贈与をしよう 資産家：相続税増税、贈与税減税
3. 法人を作ろう 事業主：中小企業税率減、雇用促進税制

兎年はおおきなうねりがある年です。(変化の時はチャンスです。)

世の中の流れに注目し迅速に対応しつつ気持ちを新たに皆様へのお役立ち情報のお届けを心掛けます。

大震災による補正も予測されます。変更も含め御遠慮なくお尋ねください。

皆様方の益々のご活躍とご多幸、事業のご隆盛を心から祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。



告 知

創業60周年記念事業を企画しております。

来る11月23日(水・祝)、皆様への感謝の気持ちを込めて

感謝の集い講演会を企画しております。

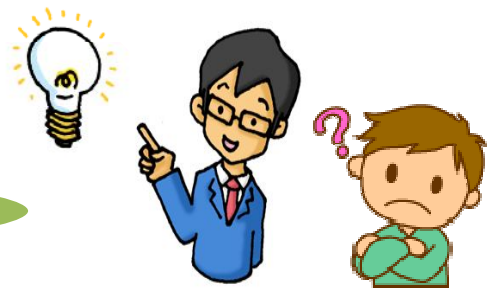
変動の激しい時代、方針の確認、ぶれない経営のために

経営者の皆様のお役に立つ会を検討しておりますので奮ってご参加ください。

ご案内は改めて広報させていただきます。

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



今回のテーマ：消費税

タカダくん あきんどくん

タカダ : 今回は一般市民にとって一番身近な税金である「消費税」について勉強しよう。
この消費税は間接税の代表といえる税金だよ。

あきんど : 間接税って何なの？

タカダ : 所得税とか法人税なんかは税を負担する人が税金を直接納めるから直接税というんだけど、消費税のように税を負担する人と、税を納める人が異なる税金を間接税っていうんだよ。だから、消費税は一般市民はもちろん税金を納める法人や個人事業者にとっても関わりの深い税金なんだ。

あきんど : そうなのかなぁ。でも最近、消費税が増税になるかもってよくきくけど、嫌だなぁ。

タカダ : そうだね、確かに消費税率が上がると国民の生活にも影響はでてくるよね。でも、他国と比較すると、日本の所得税率は低いほうなんだ。例えば、ヨーロッパ諸国では、スウェーデンやデンマークの25%を筆頭に軒並み20%前後の水準で、日本の様に10%を下回る国は多くないんだよ。ただ、これらの国の殆どは、食料品なんかの生活必需品とそうじゃない商品やサービスで税率が分けられていて、中には食料品は非課税としている国もあるんだよ。

あきんど : ええっ、そんな国もあるんだあ。うらやましいなぁ。

そういえば、お店によって、消費税の表示のしかたがいろいろだけど、きまりはないの？

タカダ : 消費税の表示については、「**総額表示の義務**」っていうきまりがあって、消費者が商品やサービスを購入するときに、「消費税を含んでいくら払うのか」ってことがわかるように表示しなくちゃいけないんだ。

あきんど : じゃあ、いろんなモノの金額はどんなときも税込みの金額で表示しないとイケないんだね？

タカダ : いや、この**総額表示の義務は消費者との取引、いわゆる小売段階についての価格表示の義務なので、事業者間での取引については強制されていない**んだ。他にも例外があって、消費者との取引であっても見積書や契約書に記載する金額は総額表示は義務づけられていないんだ。だから、前日も言ったように領収証や契約書への表示のしかたによって、貼付する印紙の額が変わることがあるから、表示のしかたには工夫が必要だね。ただし、現実には総額表示する事が慣例となっているので、契約書や見積書であっても総額表示しないとトラブルになる可能性があるから注意が必要だよ。

あきんど : そうなんだね。他に注意することは無いの？

タカダ : 消費税を納める法人や個人事業者は、預った消費税から支払った消費税を控除できるんだけど、控除するためには、**その取引を記録した帳簿や請求書、領収証などを7年間保存することが要件とされている**んだよ。

あきんど : じゃあ、ちゃんと残しておかないとイケないね。

タカダ : 保存する帳簿や請求書等には記載しておくべき事項も決まっているから注意が必要だよ。

例えば、請求書や領収証には ①書類の作成者の氏名又は名称 ②取引を行った日又は期間 ③取引の内容

④対価の額 ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 の5つの記載が必要なんだ。

あきんど : ってことは、領収証に「上様」ってのはダメなの？

タカダ : そのとおり。領収証をもらうときはちゃんと社名や名前を書いてもらわないとイケないし、逆に領収証を発行するときは相手方の名前や但書を書くことが求められているんだよ。

あきんど : そっかぁ、じゃあこれからはちゃんと「あきんど様」って書いてくださいって言うよ！

東北地方太平洋沖地震の義援金に係る税務上の取り扱いについて

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で亡くなられた多くの方々のご冥福を表心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様のご心中、ご苦労をお察し申しあげ、心よりお見舞いを申し上げます。

この度の事態は、国の経済、社会全体を揺るがすような未曾有の危機であり、お客様の中にも義援金を通して被災地へ少しでもご協力されたいとご相談くださる方が多くおられます。

今回はこちらのページを使いまして、義援金に係る税務上の注意点についてまとめさせていただきます。なお、以下の内容は平成23年3月18日現在の法令等に基づいて作成しています。

義援金等を支出した場合の個人における寄附金控除、及び法人における全額損金算入をするための要件として、二つの要件を満たす必要があります。

① その義援金等が個人の場合は「特定寄附金」、法人の場合は「国等に対する寄附金」「指定寄附金」に該当すること

■「国等に対する寄附金」には次のⅠ、Ⅱ、ⅢまたはⅤに掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次のⅣに掲げる義援金等が該当します。また、「特定寄附金」にはⅠ～Ⅴすべてが該当します。

- Ⅰ 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- Ⅱ 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- Ⅲ 社会福祉法人中央共同募金の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
- Ⅳ 社会福祉法人中央共同募金の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平23.3.15 財務省告示第84号）として直接寄附した義援金等
- Ⅴ 募金団体を經由する国等に対する寄附金

② 義援金等を寄附したことが確認できる書類（領収証や預り証、郵便振替時の半券[受領証]等）を個人は確定申告書に添付し、法人は保存しておくこと

様々な義援金の窓口がありますが、特定寄附金や指定寄附金に該当しないものもありますので、該当するかどうかはその受付窓口でご確認いただくのが確実かと思います。

京都・大阪各自治体での義援金の対応は以下のとおりです。

■京都府

口座振替では日本赤十字社京都府支部が窓口です。

また、持参の場合は本庁や府の保健所等に募金箱が設置されますが、[領収証の発行は可能](#)とのことです。

■京都市

市役所や市の事業所等に募金箱が設置されていますが、[領収証の発行はされません](#)ので、寄附金控除や全額損金算入の要件を満たせません。

ただし、14区役所・支所のまちづくり推進課では、[領収証が発行されます](#)ので、寄附金控除や全額損金算入の要件を満たします。

■大阪府

口座振替でのみの受付で、日本赤十字社大阪府支部が窓口です。

■大阪市

市役所や各区役所にて募金箱を設置。寄附金控除希望者には「仮領収書」を発行し、[後日「受領書」が発送](#)されます。

パワースポット

事務所周辺探訪

今回ご紹介するのは清明神社の境内にあります「清明井」です。

清明神社は陰陽師阿倍清明のゆかりの神社として、多くの方に知られています。

地図で見て頂いても分かるように、高田総合会計事務所からもとても近い場所にあります。

清明神社は厄除けや名づけの神様として有名で、京都市内では生まれた子どもの名づけや、お商売を始めるにあたっての吉日



を占ってもらうために参拝される方も少なくありません。

「清明井」は清明の陰陽道の霊力より湧き出たといわれ、そこから湧く水には無病息災のご利益があると言われてしています。

また、この井戸の水の湧く取水口（赤い矢印の部分）を、立春の日はその年の恵方にむけるのが慣わしとなっています。

最近パワースポットという言葉をよく耳にしますが、「清明井」もその一つとして最近注目を浴びています。

この井戸を携帯電話の待受け画面に登録すると幸運になるとということもいわれています。

ちなみに今回、左の写真は当事務所の職員が撮影したものです。この職員も現在こちらの画像を携帯の待受け画面にしています。ご興味のある方は、ぜひお試しください。



これから暖かい気候になってまいります。事務所に来られた際は、一度足を延ばしてお立寄りになられてみてはいかがでしょうか。

会長が逝去いたしました

去る1月22日、弊所会長高田弘が逝去いたしました。(享年83歳)
創業者と共に力を合せ、昭和32年から事業経営に邁進し、
右肩上がりの時代もありましたが、オイルショック等の危機も無事
乗り越え、中興の祖としての役割を十分に果たして参りました。

三方善の経営理念に力を蓄えながら生涯学習の実践を続け、晩年は
人生の大事、経営の在り方について身を以て教えてくれている様子で、
三方善の心で皆の幸せを願って安心の境地の生活ぶりでした。

故人生前中には皆様に一方ならぬ御高誼を賜り誠にありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。